

第1章

都市計画マスタープランの概要





1 都市計画マスタープランの概要

1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画とは

都市計画とは、都市の人口や土地利用、主要な施設など将来のあるべき姿を想定し、そのために必要な整備、規制、誘導などを行い、都市の健全な発展と秩序ある運営を図っていく方法や手段のことを言います。具体的には土地利用のあり方、道路・公園など都市施設の整備、市街地の開発事業などについての計画を策定し、その実現を図っていくものです。

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、住民の意見を反映させながら、あるべき都市の将来像を設定し、その実現のための方針を定めるものです。

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

1. 計画の役割

[役割①] 実現すべき具体的な都市の将来像を示します

都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりにおける住民・事業者・行政などの共通認識として、実現すべき都市の将来像を示します。

[役割②] 都市づくりにかかる計画相互の調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境などの都市づくりについて、計画相互の調整と整合を図ります。

[役割③] 個別・具体の都市計画、都市づくりの指針となります

具体的な都市づくりを進めるにあたって、地域地区の指定や都市施設などの計画、各種都市計画の決定・変更、個別の都市づくり施策などを展開するうえでの指針として運用します。

[役割④] 住民や事業者による都市づくり活動の指針となります

住民・事業者と行政の協働による地域社会に根ざした都市づくり活動や事業推進のための指針として運用します。

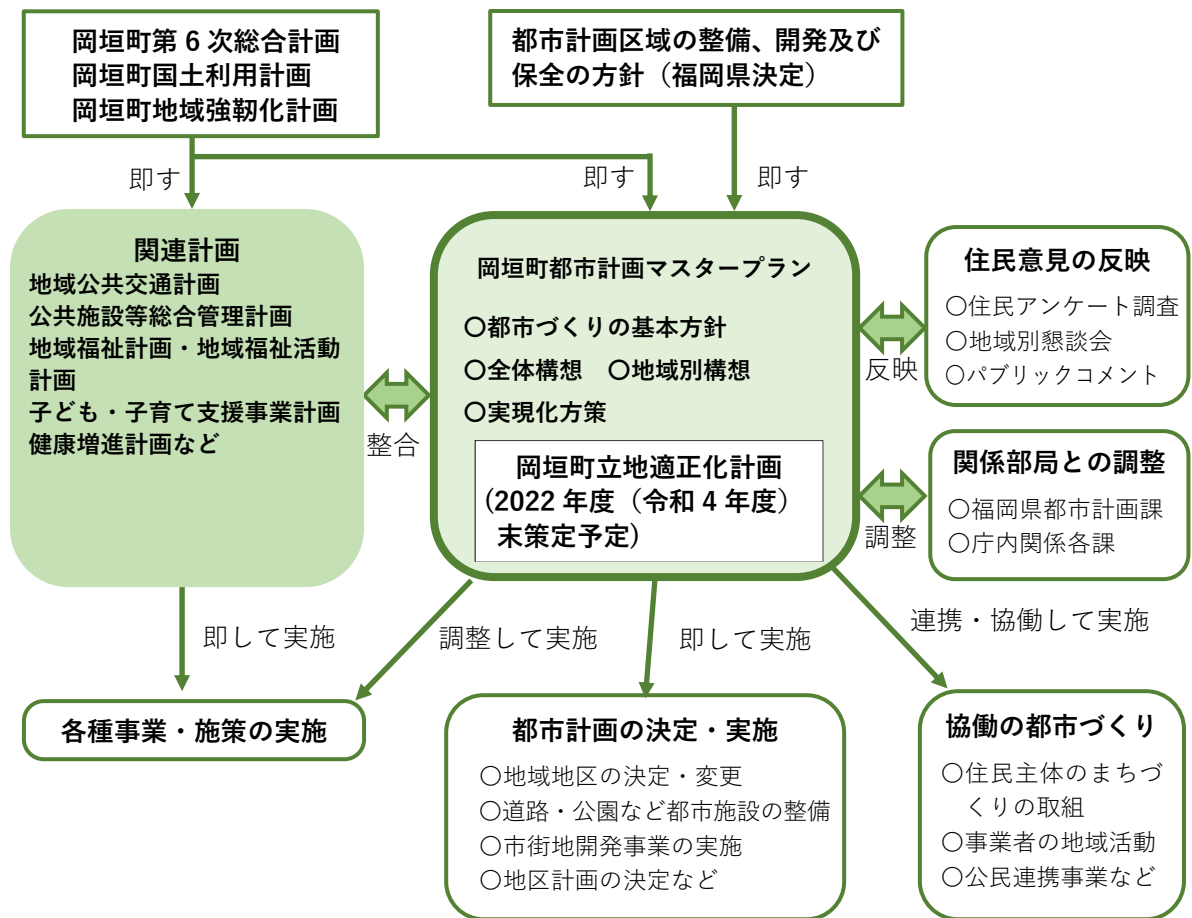




2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、本町の総合計画である「岡垣町第6次総合計画」、地域の土地利用を定める「岡垣町国土利用計画」、福岡県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すとともに、本町の関連計画との整合を図り定めます。具体的な都市計画や都市づくりは、都市計画マスタープランに即して進めます。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



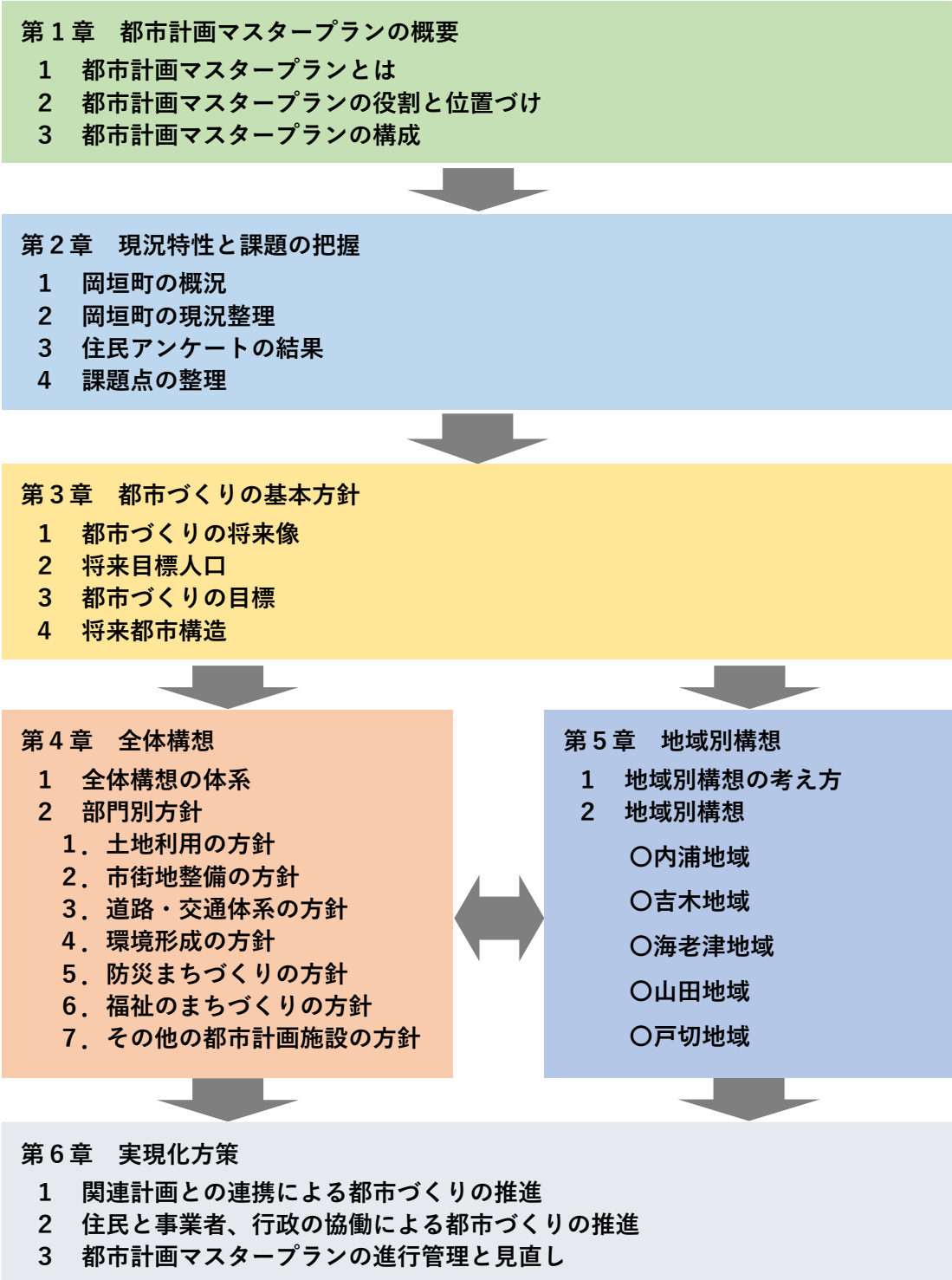
3. 計画の目標年次

計画期間は、長期的な都市づくりの視点から概ね20年間とし、目標年次は2043年(令和25年)に設定します。ただし、社会情勢の急激な変化などが生じた場合には、必要に応じて見直します。

3 都市計画マスタープランの構成

岡垣町都市計画マスタープランは、「都市づくりの基本方針」「全体構想」「地域別構想」「実現化方策」を4つの柱として構成しています。

■ 都市計画マスタープランの構成



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料